

特集 新たなフェーズに入る中小企業支援

「地域金融力強化プラン」及び関連施策 —M&A・事業承継、事業再生、経営者保証に関する施策を中心に—

金融庁監督局総務課監督調査室 監督調整官

中小企業金融係長

川島 道隆

福永 純也

新型コロナウイルス感染症の蔓延などを受けて措置された施策は、中小企業・小規模事業者の救済に貢献しましたが、その弊害（副作用）も指摘されてきました。国際情勢の緊迫化や円安に伴う燃料費・原材料費等の高騰、少子高齢化を受けた人手不足が社会経済全体に深刻な影響を及ぼしつつあるなか、日本経済を再び活性化させるためには、その担い手である中小企業の収益力向上・改善に万全を期するとともに、必要に応じて早期かつ円滑な事業承継、事業再生・廃業（再チャレンジ）を図っていくことが急務といえ、金融機関や支援専門家が果たす役割への期待もますます高まっています。

本特集では、新たなフェーズに入った中小企業の収益力改善・事業再生・廃業（再チャレンジ）支援をめぐる施策と展望を確認します。
(編集部)

1 はじめに

金融庁では、2025年12月に「地域金融力強化プラン」を公表し、地域金融機関をはじめとするさまざまなプレイヤーが連携し、地域企業の価値向上や地域課題の解決にいつそう貢献していくための方策や、このための環境整備に関する施策を取りまとめた。本稿では、「地域金融力強化プラン」のねらいと主な施策を概説するとともに、各論として本誌の読者の業務等に親和性が高いであろう「M&A・事業承継や経営者等の人材確保の支援」「早期経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進」「経営者保証に依存しない融資の促進」といった事項について詳細に解説する。

なお、本稿における意見に係る部分は筆者の個人的な見解であり、所属する組織を代表するものではないことをあらかじめ付言させていただく。

2 「地域金融力強化プラン」について

(1) 背景・経緯

人口減少・少子高齢化が進行するなか、地域が持続的に発展していくため、「地域金融」には、有望なプロジェクトへの資金供給にとどまらない幅広い金融仲介機能を発揮し、地域経済に貢献していくこと（「地域金融力」の発揮）が求められている。その際、地域金融機関やその他の主体が、持続可能性を確保しつつ、こうした役割を十分に発揮できるための環境整備も併せて進める必要がある。

地域金融機関を取り巻く環境を見ると、地域金融機関は十分な健全性を有しており、実質的な収益力を示すコア業務純益も足もとでは下げ止まるなどの傾向が見られる一方で、人口減少等を背景として預金量は停滞しつつあり、2023年12月以

【図表 1】地域金融力強化プランについて（背景・考え方）

地域金融力強化プランについて（背景・考え方）	2025年12月公表
■ 地域において人口減少・少子高齢化が進行し、地域企業の人手・後継者不足も深刻化。こうした課題に対応しつつ、地域経済が発展していくため、地域金融には、地域企業を資金繰り支援等で支えることにとどまらず、 ✓ 内外のプレイヤーと連携しつつ、中堅・中小企業による研究開発や設備投資、事業買収などを、戦略面・ファイナンス面で後押しし、成長につなげること、 ✓ 企業のM&A・事業承継や事業再生、経営人材確保、DXを支援すること、 ✓ 官民連携のまちづくりへの参画などを通じ、地域課題の解決に資すること、 等を通じて地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）を発揮していくことが強く期待されている。 ⇒ 地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくための政策を総動員する。 ■ 地域金融機関は、十分な経営体力・収益基盤を確保し、地域の「要」として上記の地域金融力を発揮していくことが求められるが、その役割を将来にわたって果たしていく上での課題に直面。 ✓ 経済・市場の変動への対応に加え、高度化するサイバー攻撃やマネロンへの対応等が求められ、金融サービスを安定的に提供するためのコストは増大し、規模の大小に関わりなく高度なシステムや専門人材確保の必要性も高まっている。 ✓ 預金減少に直面する地域金融機関では、中長期的に経営の選択肢が狭まる可能性がある。 ✓ さらに、大規模な自然災害や新たな感染症のまん延等が生じれば経営基盤が大きく損なわれる。 ⇒ このような課題を踏まえつつ、地域金融機関が地域社会からの期待に応え続けていくための環境整備にも取り組む。 （その一環として、金融機能強化法等の改正法案の次期通常国会への提出を目指す）	

（出所）金融庁「地域金融力強化プランについて」（2025年12月19日）。

降、特に信用金庫・信用組合において前年同月比の個人預金量を見ると、かかる指標が減少する機関数が増加する機関数を上回るなど、経営状況の二極化の兆候が見られる。

こうしたなかで、2025年6月に、金融審議会のもとに「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」が設置され、同年12月にかけて地域金融力の強化に必要な方策についての審議が行われた。「地域金融力強化プラン」は、こうした議論も踏まえ、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備に関する施策が取りまとめられている（【図表 1】参照）。

（2）地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決

地域企業は、金利や原材料費・人件費の上昇に加え、各国の関税政策など、さまざまな経済環境の変化に直面している。こうしたなか、地域企業の持続可能な成長を実現していくためには、個々

の企業のおかれた状況や課題を十分見極めたうえで、有効な支援を講じていくことが重要である。特に――

- ・内外のプレーヤーと連携しつつ、中堅企業や飛躍的な成長を目指す中小企業による研究開発や設備投資、事業買収等を、戦略面・ファイナンス面で後押しし、成長につなげること
- ・中小企業・小規模事業者を含む顧客企業のM&A・事業承継や経営人材確保、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、事業再生・経営改善を支援すること
- ・官民連携のまちづくりへの参画等を通じ、地域課題の解決に資すること

などが強く期待され、こうした分野での地域金融力の発揮を強力に促していくこととしている。

具体的には、企業のおかれたステージに応じた支援の切り口や、各ステージに共通して重要な課題の切り口で整理し、地域ネットワークのハブとして期待される地域金融機関がさまざまなプレイヤーと連携して進めるべき施策を示している

【図表 2】地域金融力強化プランの概要

地域金融力強化プランの概要		2025年12月公表
■ 人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する地域が持続的に発展を目指す中で、地域金融の地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）への期待は極めて強い。 ■ 地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくため、①地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決、②地域金融力発揮のための環境整備からなる地域金融力強化プランを強力に推進する。		
① 地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決		
1. 内外のプレイヤーとの連携を通じた中堅企業等への成長支援	7. 地域企業へのDX支援の推進	
✓ 地域における成長意欲の高い中堅・中小企業を支援するため、国内外の市場開拓や事業の発展に知見を有するプレイヤーとの連携を促進するとともに、地域金融機関への知見提供等を行う	✓ 地域企業のデジタル化とデータ利活用の高度化を一層支援できるように監督指針の改正等を実施	
2. M&A・事業承継や経営者等の人材確保の支援	8. 地域課題の解決	
✓ 監督指針の改正等を通じ、地域金融機関によるM&A・事業承継や人材確保の支援機能の強化を後押し	✓ 地域金融機関による地域課題の解決に資する以下の取組を推進	
3. 早期の経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進	(1) ローカル・ゼブラ企業等へのインパクト投資の推進	
✓ 中小企業の事業再生等に関するガイドラインの改正の検討や、REVICの体制整備等により、事業者への円滑な事業再生支援を図る	(2) 地域金融機関の官民連携のまちづくりへの参画	
✓ 地域におけるメインバンクの状況に関するデータを踏まえ、メインバンク機能の強化に向けた方策を検討	(3) 農林水産分野における課題解決に向けた関係省庁との連携の推進	
4. 企業価値担保も活用した事業性融資の推進	(4) 過疎地における顧客サービス維持に向けた取組の推進	
✓ 2026年5月導入の企業価値担保活用に向けた環境整備を進める	(5) 地域における資源形成や金融経済教育における貢献	
5. スタートアップ企業等の成長企業の資金調達支援	(6) 金融・資産運用特区の取組の推進	
✓ ベンチャーデット等に関する金融検査・監督の具体的な考え方を示す	9. 地域金融機関による地域活性化の取組の促進	
6. 経営者保証に依存しない融資の促進	✓ 地域活性化の取組に関する事例集を取りまとめるとともに、関係者が連携して知恵を出し合う場を創り、こうした取組を促進する	
✓ 監督指針を改正し、金融機関や事業者の行動変容を一層拡大	✓ 各地域の状況を踏まえながら地域金融力の発揮を促すとともに、その取組を評価し、更なる取組につなげていく	
② 地域金融力発揮のための環境整備		
1. 地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組	10. 投資専門会社を通じた資本性資金の供給の促進	
✓ 複数の金融機関による、内・外監査の共同化のための方策の検討や、システムの合理化・持統化等のための共同利用の推進	✓ 投資専門会社の出資に関する要件について、更なる緩和・明確化を検討	
2. 金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等（改正法案の次期通常国会への提出を目指す）	ともに、交付対象行為・経費を拡充	
(1) 資本参加制度の期限延長・拡充	✓ 中・小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する枠組みを整備	
✓ 資本参加制度を「当分の間」の措置とする	③ 優先出資の消却方法の弾力化	
✓ 大規模な自然災害等に備え、資本参加の特例を予め整備	✓ 協同組織金融機関に対する優先出資を行いやすくするため、債権者保護手続の整備とあわせて優先出資の消却方法を弾力化	
✓ 資本参加先の適切な経営管理と業務運営の確保のための規定を整備	3. その他の環境整備	
(2) 資金交付制度の期限延長・拡充	(1) 早期警戒制度の見直し	
✓ 申請期限を2031年3月末までの5年間延長	2. モニタリングの強化等	
✓ 交付上限額・補助率を引き上げる（例：上限額30億円→50億円等）と	✓ 財務局を含めたモニタリング体制を抜本的に強化	
	✓ 金融仲介機能の発揮についてモニタリングを実施	
	(3) 地域金融機関における業務改善の取組（生成AI導入、兼業・副業）	
	(4) 同一グループ内の兄弟銀行間等における大口信用供与規制の特例承認の見直し	

（出所）金融庁「地域金融力強化プランについて」（2025年12月19日）。

（【図表 2】）。

なお、地域金融機関の規模やビジネスモデル、所在する地域の状況等はまちまちであり、プランで掲げられているすべての分野の取組みを地域金融機関に求めているものではない。地域金融機関においては、画一的・網羅的にこれらの取組みを実施するのではなく、地域や顧客企業のビジネスモデル・経営戦略を踏まえ、ステージや課題を十分見極めたうえで、有効な支援を適切に選択していくことが重要である。

(3) 地域金融力発揮のための環境整備

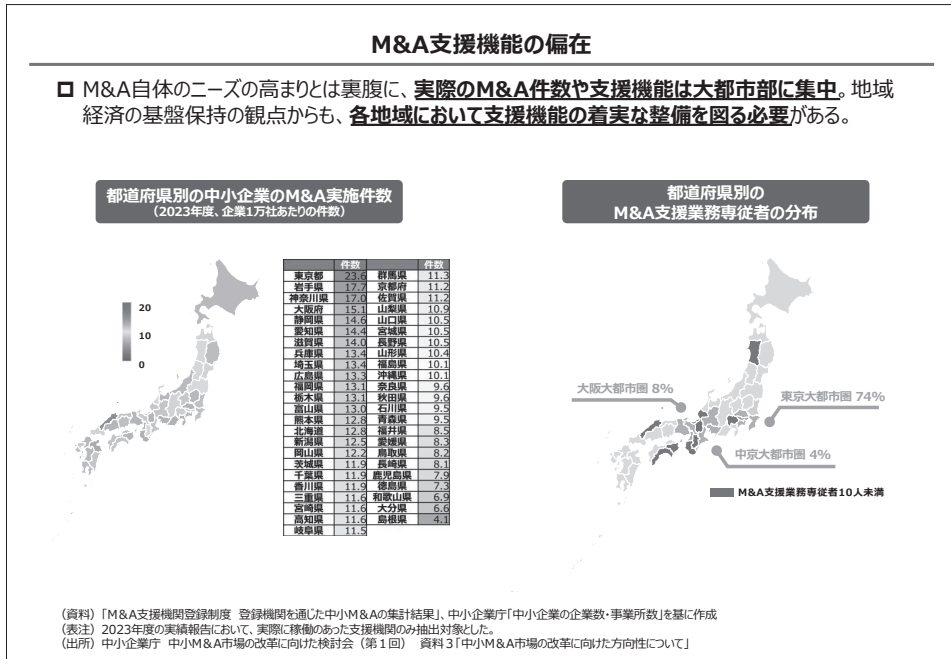
地域金融機関は、前記(2)で示したように、地域の「要」として地域金融力を発揮していくことが求められる一方で、その役割を将来にわたって果たしていくうえで、さまざまな課題に直面している。足もと、高度化するサイバー攻撃やマネー・ローンダリングへの対応など、金融サービスを安定的に提供するためのコストは増大し、規模の大小に関わりなく高度なシステムや専門人材確保の

必要性も高まっている。また、預金減少に直面する地域金融機関では、中長期的に経営の選択肢が狭まる可能性があるほか、今後仮に大規模な自然災害や新たな感染症の蔓延等が生じれば、経営基盤が大きく損なわれるおそれがある。

こうした点を踏まえ、地域金融機関が地域からの期待に応え続けていくため、地域金融機関が将来にわたって十分な経営体力・収益基盤を確保できるような環境整備が必要であるとの観点から、①地域金融機関の業務効率化・負担軽減に向けた取組（金融機関共通の課題における「共同化」による効率的・効果的な対応の推進）、②金融機能強化法の資本参加制度・資金交付制度の期限延長・拡充等、③その他の環境整備の3つに整理し、各施策の方向性を示している。

以降では、前記(2)に掲げた地域企業の価値向上への貢献・地域課題の解決に係る施策のうち、本誌においても何度か採り上げさせていただいたM&A・事業承継、事業再生、経営者保証に関し

【図表 3】 M&A支援機能の偏在



て詳しく解説していく。

3 「地域金融力強化プラン」に掲げる関連施策について

(1) M&A・事業承継や経営者等の人材確保の支援

近年、中小企業の後継者不在率は減少傾向にあり、わが国全体では後継者不足の解消が一定程度進みつつあるといえる一方、いまだに半数以上の中小企業で後継者が不在であり、また地域ごとの状況は大きく異なる。地域経済の基盤たる一つひとつの事業を着実に維持・成長させるためにも、引き続き、事業承継やM&Aの必要性は高いものといえる。

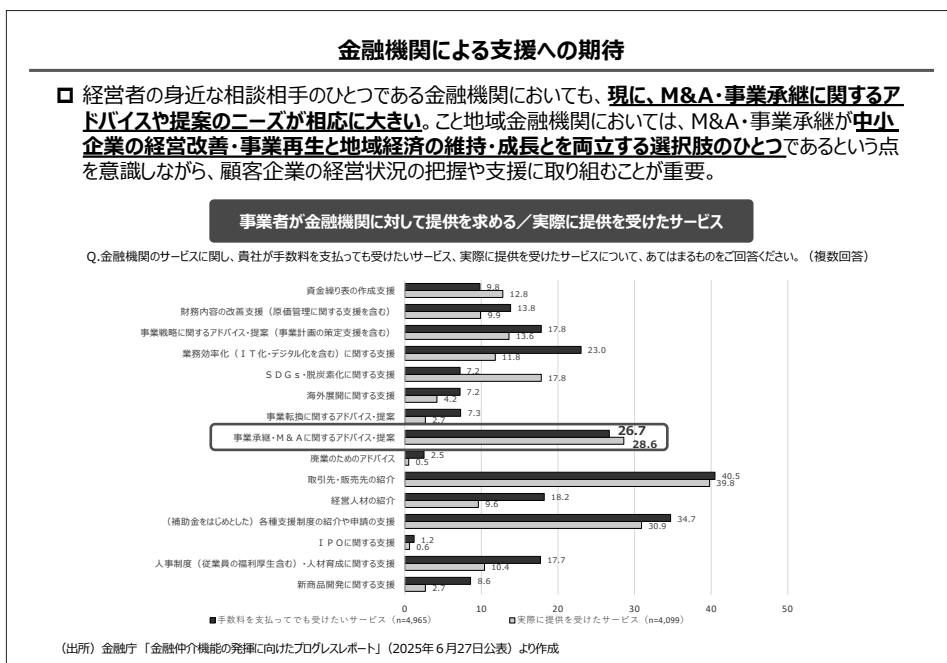
実際に、中小企業庁によれば、中小企業のM&A実施件数は増加傾向にあり、また、一般的に、譲受側企業による経営力強化を通じ、譲渡側企業における業績改善や売上増加が期待できるこ

とから、事業の成長を図るうえでも、M&Aは有効な手法のひとつといえる。ただし、M&A自体のニーズの高まりとは裏腹に、実際のM&A件数や支援機能は大都市部に集中しており、地域経済の基盤保持の観点からも、各地域において支援機能の着実な整備を図る必要がある（【図表 3】）。

金融庁が実施した企業向けアンケートの結果を見ても、経営者の身近な相談相手のひとつである金融機関において、現に、M&A・事業承継に関するアドバイスや提案のニーズが相応に大きく、こと地域金融機関においては、M&A・事業承継が中小企業の経営改善・事業再生と地域経済の維持・成長とを両立する選択肢のひとつであるという点を意識しながら、顧客企業の経営状況の把握や支援に取り組むことが重要であると考えられる（【図表 4】）。

このような状況を踏まえ、地域金融機関においては、顧客企業との日常的なコミュニケーションを通じて、円滑にM&A・事業承継を実行するにあたっての課題を明確化して相互に認識を深める

【図表 4】金融機関による支援への期待



とともに、地域金融機関のM&A・事業承継支援機能の強化を図り、各地の支援ニーズを着実に取り込んでいくため、金融庁では2026年2月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、同年4月より適用を開始している（【図表 5】）。

改正の内容の要点を申し上げますと、まず、支援機能の強化に向けた対応として主に3点あり、1つ目はM&A仲介業務やファイナンシャル・アドバイザー（FA）業務に取り組むことを、地域金融機関が企業に提供するソリューションのひとつとして明示したことである。これは、中小企業の最も身近なパートナーである地域金融機関が担うことにより、案件の成約それ自体だけでなく、その先の事業の成長まで具体的に見据えた支援がより効果的に行えるものと考えられることが記載の背景にある。

2つ目は、他の金融機関等と「プラットフォーム」の組成・運営や参画・活用を行うことを明示したことである。これは、個々の地域金融機関に

よって、中小企業からの支援ニーズや、リソース・立ち位置、他の支援機関の取組内容等はさまざまに異なるものであり、個々の実情に応じて、他の金融機関や支援機関との間で支援機能やM&A・事業承継ニーズを相互に補完するためのプラットフォームを新たに組成・運営することや、既存のプラットフォームに参画することも非常に有用と考えられるためである。

3つ目は、事業承継・引継ぎ支援センターなどと連携することである。これは、地域内の事業存続の観点からM&A・事業承継を有効な手段として捉える金融機関のなかには、外部への派遣を通じて支援体制の強化に向けた人材育成を図る事例が出てきており、また、そうした取組みを通じて具体的な態勢整備や支援の充実につながる事例も出てきており、自身のリソースが必ずしも十分ではない金融機関であっても、こうした取組みを取り入れることで、人材育成・ノウハウ蓄積が期待されるためである。

加えて、M&A・事業承継に際しては、経営者

【図表 5】「地域金融力強化プラン」を踏まえた監督指針の一部改正の概要①

「地域金融力強化プラン」を踏まえた監督指針の一部改正の概要①	
M&A・事業承継支援の促進	【2026年2月20日公表、4月1日施行】
改正の経緯	
■ 後継者不在への対応は、我が国の中小企業にとって引き続き非常に重要な経営課題。地域経済を維持・成長させ雇用の場を確保していくためにも、各地域におけるM&A・事業承継の支援態勢の着実な構築が不可欠であり、金融機関による支援への期待も大きい。 ■ また、M&A・事業承継に際しては、経営者保証を適切に取り扱わないことによるトラブルも今なお発生しており、2024年に改訂された「中小M&Aガイドライン（第3版）」では、経営者保証の取扱いがリスクのひとつとして挙げられた。 ■ 2024年の監督指針改正では、金融機関によるM&A支援促進に向けた着眼点を明確化するとともに、M&A・事業承継に際して経営者保証を見直す枠組みを構築したところであるが、以上の状況に鑑み、今般、金融機関による支援態勢の一層の強化を図る。	
改正の主な内容	
■ 支援機能の強化に向けて、金融機関に対する監督上の着眼点を明確化。 ● M&A仲介業務やフィナンシャル・アドバイザー業務に取り組むこと。 ● 他の金融機関等と「プラットフォーム」の組成・運営や参画・活用を行うこと。（⇒支援機能や顧客ニーズの相互補完） ● 事業承継・引継ぎ支援センター等と連携すること。（⇒人材育成やノウハウ蓄積にも活用） ● 経営資源集約化を通じて地域経済の維持・成長に貢献するスポンサーの選定を支援すること。（⇒事業再生への貢献） ■ 「中小M&Aガイドライン（第3版）」（2024年8月30日改訂）の内容・趣旨も踏まえ、経営者保証の適切な取扱いに向けて、金融機関に対する監督上の着眼点を明確化。 ● 顧客企業からの事前相談の推奨や、実際に相談があった場合に丁寧な対応を行うための態勢を整備すること。 ● 後々のトラブルを防止すべく、最終契約等に向けても適切な調整・支援を行うための態勢を整備すること。	

（出所）金融庁「「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について」（2026年2月20日）。

保証を適切に取り扱わないことによるトラブルもいまなお発生しており、2024年に改訂された「中小M&Aガイドライン（第3版）」では、経営者保証の取扱いがリスクのひとつとしてあげられている。今般の監督指針改正においてはこうした点への対応として、①顧客企業からの事前相談の推奨や、実際に相談があった場合に丁寧な対応を行うための態勢を整備すること、②のちのちのトラブルを防止すべく最終契約等に向けても適切な調整・支援を行うための態勢を整備することなどを監督上の着眼点として明確化している。

（2）早期経営改善や円滑な事業再生等に向けた支援の促進

コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進むなかで、物価高や人手不足等への対応といった従来の経営課題への対応に加え、米国の関税措置の影響も受け、依然として厳しい状況におかれている事業者が数多く存在する。足もとでは、地域金融機関による事業再生支援先も増加し、中小企業活

性化協議会の活用・企業再生ファンドへの出資も進みつつあるものの、メインバンクが変動・不明確化する傾向が見られるとの指摘もあり、地域金融機関による予兆管理、早期の事業再生・経営改善支援を進めるためにもメインバンク機能を強化することが重要である。

地域金融機関においては、以上の状況や、2024年の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の改正（同年1月31日改正、4月1日適用開始）の内容や趣旨も踏まえ、事業者の抱える経営課題への対応を先送りせず、他の金融機関や支援機関、外部専門家とも連携しながら、日常的・継続的な関係強化を通じた事業者の予兆管理等、一歩先を見据えた早期の事業者支援を行うことを促進することの必要性が、よりいっそう増しているといえる。

こうした背景を踏まえつつ、地域経済の維持・成長のためにも事業再生が重要な役割を果たすという理念のもと、中小企業の事業再生・再チャレンジに向けた基本的な考え方や手続を定めた「中

小企業の事業再生等に関するガイドライン」の実効性をいっそう強化するための改定や、同ガイドラインの趣旨・内容について、これまで以上に浸透・定着を図り、地域金融機関による平時からの予兆管理や早期かつ主体的な事業再生支援の促進を進めていくことをプランにおいて掲げている。

また、地域経済活性化支援機構（REVIC）法の改正を踏まえ、大規模な災害を受けた地域の経済の再建に取り組むために、REVICにおいて必要な体制確保を行うこととしている。平時には、全国の金融機関からの人材の受け入れ・育成や金融機関への研修の実施を通じ、事業再生に関する知見・ノウハウを還元していくことで各地の事業再生力の底上げを図り、有事には、平時に構築した地域金融機関や地方公共団体の職員間のネットワークを活用し、大規模災害時の二重ローン問題等への円滑な対応を図ることとしている。

このほか、関係省庁とも連携して、地域におけるメインバンクの状況に関する定量的なデータを踏まえて、メインバンク機能の強化に向けた方策について検討をすることや、企業の成長や生産性向上への気づきを促し、全国津々浦々の中小企業・小規模事業者の稼ぐ力の強化を実現するため、地域金融機関と関係機関とが連携した、プッシュ型による伴走支援を強化することなども進めていく方針である。

なお、本プランの公表後の2026年3月に「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の一部改定が公表されているが、改定内容等は中小企業の事業再生等に関する研究会座長の小林信明弁護士による「『中小企業の事業再生等に関するガイドライン』及びQ&Aの一部改定の解説」〔編集部注：本号28頁〕において詳述されているため、詳細はそちらを確認いただきたい。

（3）経営者保証に依存しない融資の促進

担保・保証に過度に依存しない融資慣行の確立に向けた対応は、金融庁が継続的に注力してきた施策であり、2022年12月に関係省庁と連携して策定・公表した「経営者保証改革プログラム」（以下「プログラム」という。）などの取組みを経て、2024

年度における新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資」の件数の割合が過半に達するなど、金融機関や事業者の着実な行動変容が進んでいる。

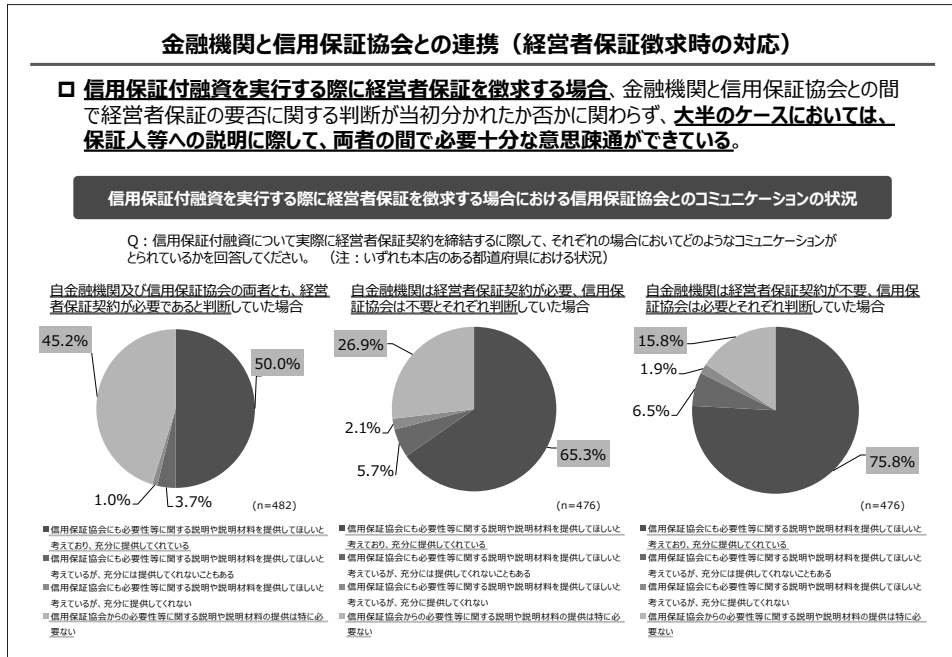
こうしたなか、金融庁では、経営者保証に依存しない融資の取組状況の詳細に確認すべく、プログラムに関するアンケート調査を実施し、2025年12月に公表しており、今回のプランの記載内容及び同プランに基づく監督指針改正は、本アンケート結果を踏まえたものであるため、まずはこのアンケート結果より解説させていただく。

プログラムでは、金融機関が個人保証を徴求する手続に対する監督強化として、経営者等と個人保証契約を締結する場合の保証契約の必要性等の説明・記録を徹底することを求めているが、融資の現場におけるこうした説明・記録の態勢整備は、おおむね確立しているといえる。また、約9割の金融機関が自行内でのモニタリング等を実施しており、必要な態勢整備が着実に浸透していると考えられる（【図表6】）。

こうした取組みに関するメリット・デメリットを確認したものが【図表7】であるが、保証の必要性についての慎重な検討や前回踏襲での安易な保証徴求の減少など、9割以上の金融機関が、「経営者保証に依存しない融資」の促進を通じてポジティブな効果があったものと評価している。また、経営者保証の解除についてのデメリットは、約4割の金融機関が「デメリットはない」と回答している。

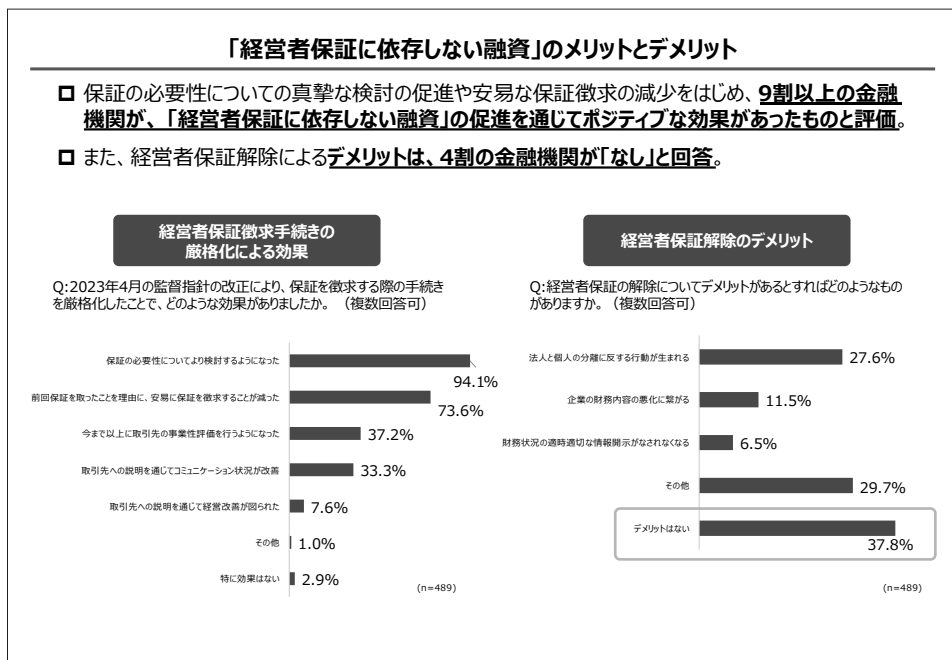
2025年度上半期においても、新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合（フロー）は過半となっているが、今回のアンケート調査では既存の保証を含めた保証融資の割合（ストック）も確認している（【図表8】）。データ制約や調査負担との兼ね合いから、サンプル調査となっている金融機関も一定数いるという点には留意が必要だが、金融機関のストックベースの全債権に占める無保証債権の割合は約3割となっており、フローとの乖離は過去の融資において経営者保証を付した債権（有保証債権）が一定数あることが要因のひとつである。

【図表6】金融機関における態勢整備



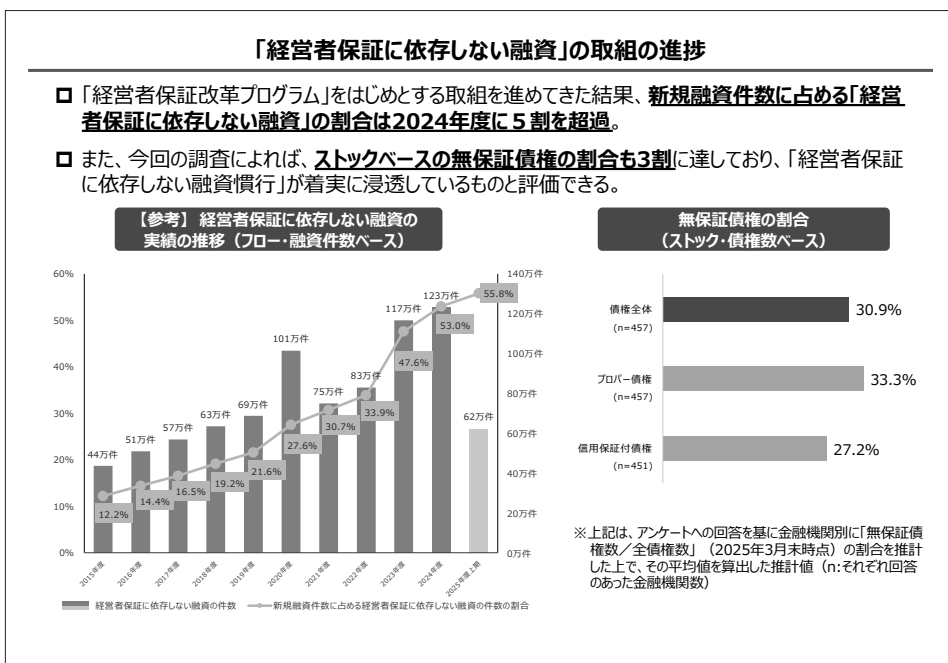
（出所）金融庁「「経営者保証に依存しない融資慣行」の着実な浸透に向けた取組状況」（2025年12月19日）。

【図表7】「経営者保証に依存しない融資」のメリットとデメリット



（出所）金融庁「「経営者保証に依存しない融資慣行」の着実な浸透に向けた取組状況」（2025年12月19日）。

【図表 8】「経営者保証に依存しない融資」の取組みの進捗



（出所）金融庁「「経営者保証に依存しない融資慣行」の着実な浸透に向けた取組状況」（2025年12月19日）。

従来の監督指針の改正により、2023年4月以降の新規融資に係る個別の保証契約及び既存の根保証契約については、前述のとおりその必要性や解除の可能性等に係る説明・記録を求めており、2025年度上期の新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資」件数と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した融資」件数との合計の割合は、99.8%に達している。他方で、ストックベースで見ると、監督指針において説明・記録が明示的に求められていない性質の債権は、有保証債権のうち5割を占める状況にあり、債務者ベースで見ても同様のトレンドにある（【図表9】）。

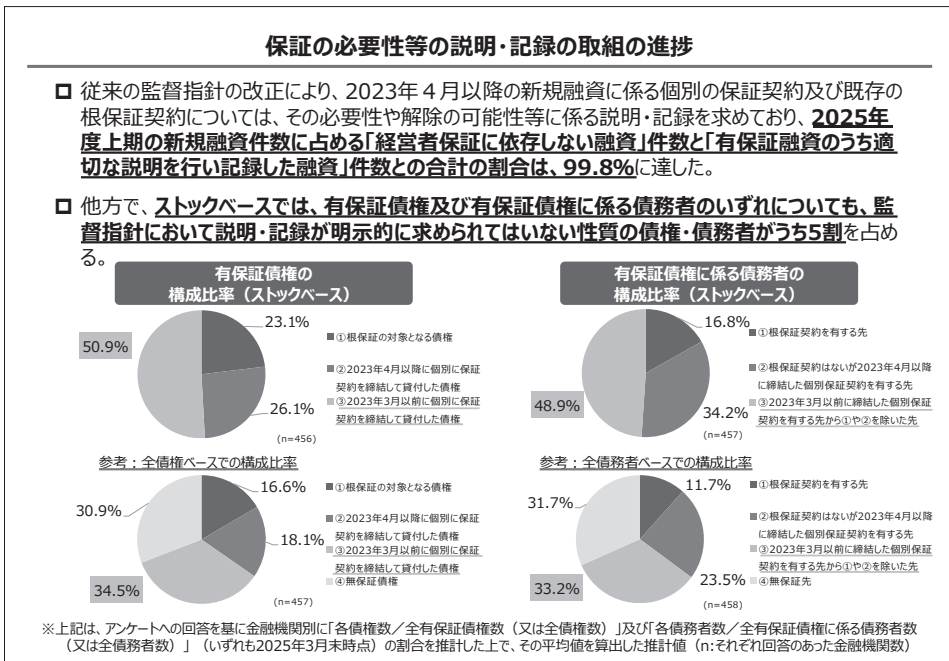
こうした金融機関からの保証の必要性の説明の効果を見たものが【図表10】の右図である。これは金融庁が実施した企業向けアンケートの結果を引用しているが、金融機関からの説明後、いわゆる経営者保証ガイドラインの無保証融資等を検討するための3要件に係る経営改善行動に取り組む事業者が約7割となっていることが分かる。こうした点を踏まえ、今後、金融機関がさらに一歩踏

み込み、プログラム以降に保証の必要性等を説明していない層にも可能な限りアプローチし、保証解除や経営改善に向けた説明や支援を講じていくことで、いっそうの「経営者保証に依存しない融資慣行」の浸透や顧客企業の経営改善が期待できると考えている。

このような背景を踏まえ、今般のプランを踏まえた監督指針改正として、2023年3月以前（すなわち「経営者保証改革プログラム」以前）に締結された個別の保証契約について、新規に締結する保証契約等と同様に説明・記録を求めることを、金融機関に対する監督上の着眼点として明確化している（【図表11】）。

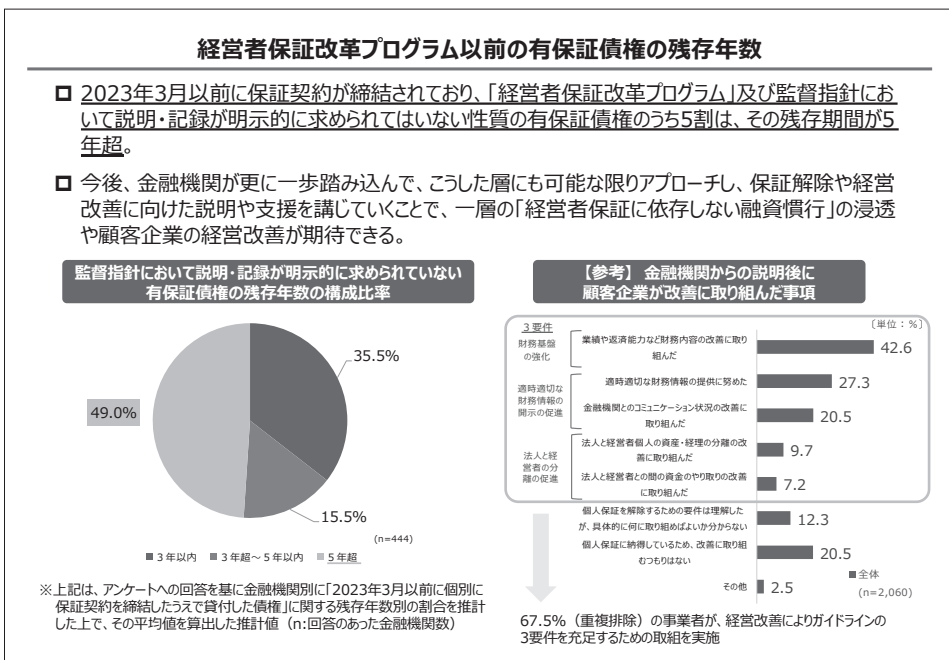
なお、各金融機関が改正監督指針に基づく説明・記録の対応に係る業務負担等を踏まえ、各金融機関においては自身の経営資源の状況や顧客企業とのリレーション強化による裨益等に照らし合わせて、顧客企業からの問い合わせや顧客企業に対する定期的な業況確認の機会等も活用しながら、対応可能な範囲で取り組んでいくことを念頭にお

【図表 9】保証の必要性等の説明・記録の取組みの進捗



（出所）金融庁「「経営者保証に依存しない融資慣行」の着実な浸透に向けた取組状況」（2025年12月19日）。

【図表10】金融機関からの説明後に顧客企業が改善に取り組んだ事項



（出所）金融庁「「経営者保証に依存しない融資慣行」の着実な浸透に向けた取組状況」（2025年12月19日）。

【図表11】「地域金融力強化プラン」を踏まえた監督指針の一部改正の概要②

「地域金融力強化プラン」を踏まえた監督指針の一部改正の概要②	
「経営者保証に依存しない融資」の促進	【2026年2月20日公表、4月1日施行】
改正の経緯	
■ これまで、「経営者保証改革プログラム」の策定やこれを踏まえた監督指針改正を通じた監督強化等により、「<u>経営者保証に依存しない融資</u>」の促進に向けた取組を推し進めてきた。こうした取組の結果として、直近（2025年度上半期）では、 ● 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」の割合は、民間金融機関全体で55.8%に達したほか、 ● 新規融資件数に占める「経営者保証に依存しない融資件数」と「有保証融資のうち適切な説明を行い記録した件数」の合計の割合は、民間金融機関全体で99.8%に達した。 ■ また、2023年3月以前（＝「経営者保証改革プログラム」以前）に締結された根保証契約や、M&A・事業承継を予定していることを把握した顧客企業の保証契約についても、どうすれば経営者保証の解除の可能性が高まるかといった説明・記録を行うことを金融機関に求めている。 ■ 係る一連の取組は、顧客企業の経営改善や更なるチャレンジに資するものであり、ひいては地域経済を維持・成長させ雇用の場を確保していくことにもつながるものであることから、今後、金融機関と顧客企業の更なる行動変容を図る。	
改正の主な内容	
■ 2023年3月以前（＝「経営者保証改革プログラム」以前）に締結された個別の保証契約について、新規に締結する保証契約等と同様に説明・記録を求めることを、金融機関に対する監督上の着眼点として明確化。 ※ なお、金融機関に係る説明・記録を行うにあたっては、自身の経営資源の状況や顧客企業とのリレーション強化による裨益等に照らし合わせて、顧客企業からの問い合わせや顧客企業に対する定期的な業況確認の機会等も活用しながら、対応可能な範囲で取り組んでいくことを期待。	

（出所）金融庁「「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について」（2026年2月20日）。

いていることを申し添える。

4 おわりに

以上が「地域金融力強化プラン」の概要及び関連施策の一部紹介である。

繰り返しとなるが、地域金融機関に対しては、本稿で紹介した施策を含め、プランで掲げられているすべての分野の取組を求めているものではなく、地域や顧客企業のビジネスモデル・経営戦略を踏まえ、有効な支援を適切に選択していくことを期待している。また、こうした支援を着実に実施していくためには、地域金融機関が地域ネットワークのハブになることが期待されており、さまざまなプレーヤーとの連携を通じて地域金融力を発揮していくことが重要である。

金融庁としては、中小企業庁や財務省といった関係省庁や学術研究機関等とも緊密に連携して、地域金融力の強化に向けて総力をあげて取り組んでいく方針である。